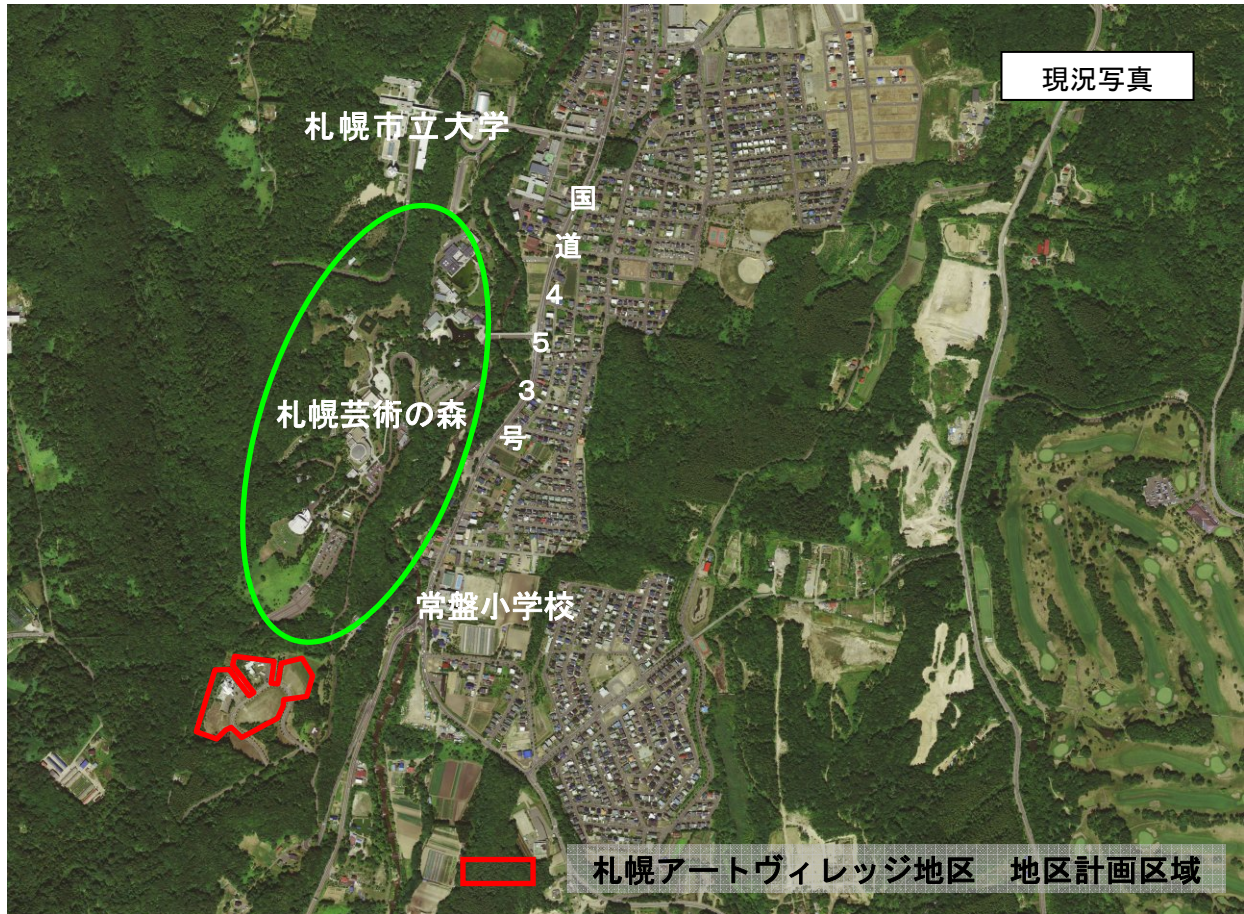


□ 札幌アートヴィレッジ地区に関連する都市計画の決定について



1 概要

- (1) 位置：札幌市南区芸術の森3丁目の一部
《札幌市が開発した市街化調整区域の芸術系産業団地の区域、航空写真参照》
- (2) 都市計画の決定・変更内容
地区計画の決定

2 経緯

- ・ 札幌アートヴィレッジ地区は、昭和63年～平成2年にかけて、札幌市が開発した市街化調整区域の芸術系の産業団地である。
- ・ 現在も、未利用地が数区画残った状況にある。
- ・ これまで公的機関の開発行為が行われた土地の区域は、通常の市街化調整区域と異なり、建築の許可は不要であったが、平成18年5月31日の都市計画法改正で、同法の施行日（H19.11.30）以降は、建築許可が必要となる。
- ・ 法改正に伴う都市計画の運用指針では、市街化調整区域で大規模開発が行われた区域については、地区計画の検討を求められている。

3 理由

当地区の開発理念や分譲・賃貸方針に基づく良好な市街地形成を行うため、上記都市計画の決定を行う。